

相模原市立鹿島台小学校 P T A 規約

相模原市立鹿島台小学校 P T A

規 約

第一章 総 則

<名称および事務所>

第1条 この会の名称は相模原市立鹿島台小学校PTA（以下本会）といい、任意団体とする。事務所を相模原市立鹿島台小学校におく。

<目 的>

第2条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、保護者と教職員が互いに協力し、児童の健全な成長と福祉の増進を図ることを目的とする。

<活動方針>

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の方針に基づき活動を行う。

1. よい保護者、よい教職員となるよう会員相互の資質向上に努める。
2. 児童の生活および学習環境の向上に努める。
3. 家庭と学校および地域との緊密な連携を保つ。
4. 学校と協調し、その教育活動の進展に協力する。
5. その他目的達成のため必要なことに取り組む。

第二章 会員および会費

<会員の定義>

第4条 本会の会員は、規約第3条の活動方針に賛同する本校在籍児童の保護者、および本校の教職員とする。

<会 費>

第5条 会員は会費を納めるものとする。

1. 会費の額および納入方法については細則で定める。
2. 一度納入した会費は非常事態を除き返還しない。

<入会及び退会>

第6条 保護者、教職員ともに「P T A 加入意思確認書」の提出によって入会とする。本会を退会する者は、「退会届」を提出する。ただし、以下の場合はこの限りではない。

1. 児童の卒業
2. 児童の転出
3. 活動方針に著しく反した時

第三章 組 織

<本 部 会>

第7条 本会の運営および活動に必要な事項を企画立案し実行するために、本部会をおく。

1. 本部会は、会長、副会長、書記、会計で構成する。

<監 事 会>

第8条 本会の活動を監査するために、監事会をおく。

1. 監事会は、監事で構成する。

<委員会および特別委員会>

第9条 本会の活動に必要とする事項を企画立案し実行するために、委員会をおく。

第10条 必要に応じて臨時に特定の事項を担当する特別委員会をおくことができる。

1. 次期役員および補充役員を推薦する特別委員会として、推薦委員会をおく。

第11条 委員会および特別委員会に必要な事項は、細則に定める。

第四章 役員および委員

<役員 of 定義>

第12条 本会に次の役員をおく。但し、事業年度毎における正当な理由によっては会長以外の人数を増減できるものとする。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名（保護者2名・教職員1名）
3. 書記 3名（保護者2名・教職員1名）
4. 会計 3名（保護者2名・教職員1名）
5. 監事 3名（保護者2名・教職員1名）

<役員 of 任務>

第13条 会長は会務を統轄し、本会を代表する。

第14条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務める。

第15条 書記は運営委員会、本部会、運営に必要な活動の議事を正確に記録する。活動の通知発送および必要文書の作成と保管を行う。

第16条 会計は本会の会計経理と財産の管理にあたる。

第17条 監事は会務の執行状況を監査する。

<役員 of 選出方法>

第18条 役員 of 選出は、次の方法による。

1. 保護者の役員候補者は、全PTA会員が選出する権利がある。教職員の役員候補者は学校が選出し、推薦委員会に報告する。この候補者を、総会の承認を経て役員として決定する。

<役員任期>

- 第19条 会長、副会長、書記、会計の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。
監事の任期は1年とし、再任できない。
1. 役員は任期が満了しても後任が就任するまでそれぞれの任務を行う。

<役員補充>

- 第20条 役員が欠員したときは次の方法で補充する。
1. 会長が欠員した場合は、副会長の互選により会長を決定する。
 2. 副会長、書記、会計、監事が欠員した場合は、推薦委員会が候補者を指名し、運営委員会で決定する。
 3. 補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 4. 役員の補充がなくても残任期間の会務の遂行に支障がないと判断され、運営委員会が認めた場合、補充を行わないことを選択できる。

<委員>

- 第21条 本会の円滑な運営を図るため、委員をおく。委員の定数、選出方法など、必要な事項は細則で定める。

第五章 会 議

<会議の種類>

- 第22条 本会の会議は、次に掲げるものとする。
1. 総 会
 2. 全体委員会
 3. 運営委員会
 4. 本 部 会
 5. 監 事 会

<総 会>

- 第23条 総会は会員をもって構成する。

- 第24条 総会には、定期総会と臨時総会がある。
1. 会長は年1回、年度初めに定期総会を開くものとする。
 2. 会長または監事は、必要があると認めた時に臨時総会を開催することができる。臨時総会を開催するには、会員家庭数の3分の1以上の同意を得た上で、会議の目的、開催理由を記載した書類を本部会に提出して開催を請求しなければならない。会長は、本部会に請求のあった日より1ヵ月以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 第25条 総会を開催する場合、開催予定日の5日前までに、会議の日時、場所、議題を会員に通知しなければならない。
- 第26条 総会は、会員家庭数の3分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- 第27条 総会の議長および書記は、総会において選出する。
- 第28条 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。
1. 会務の報告に関する事項
 2. 事業計画、予算および決算に関する事項
 3. 財産の処分に関する事項
 4. 規約の改正または廃止に関する事項
 5. 任期満了に伴う役員選出に関する事項
- 第29条 総会の議事は、出席者の半数以上の同意により可決する。
1. 議長は議決に加わることができない。
- <全体委員会>
- 第30条 全体委員会は、総会につぐ議決機関で役員、委員および校長をもって構成する。

第31条 全体委員会は、会長が必要と認めた時に開催し、本会の運営上必要な事項を協議し促進する。

第32条 全体委員会は、構成員の3分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。

第33条 全体委員会の議長および書記は、全体委員会において選出する。

第34条 全体委員会の議事は、出席者の半数以上の同意により可決する。
1. 議長は議決に加わることができない。

<運営委員会>

第35条 運営委員会は、役員、委員会の代表者、特別委員会の代表者および校長をもって構成する。

第36条 運営委員会は会長が開催する。会長は議長を指名し、本会の運営上必要な事項を協議立案し、推進をはかる。

第37条 運営委員会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意により可決する。

第38条 本会規約に必要な細則および定めのない事項は、運営委員会で決定する。

<本部会>

第39条 本部会は会長が開催し、会長、副会長、書記、会計および校長をもって構成する。

1. 必要に応じて委員および特別委員の参加を求めることができる。

第40条 本部会は会長が議長となり、総会、全体委員会、運営委員会の開催など、本会の運営に必要な事項を協議する。

<監事会>

第41条 監事は会務の執行状況について年2回以上監査しなければならない。
1回は会計年度終了時とする。

第42条 監事が必要があると認めたときに、監事会を開催し対応する。

1. 監事会は互選により監事会議長を1名選出して、必要な事項を協議する。
2. 監事は監査に必要な帳簿または関係書類の提出を求めることができる。また、必要に応じて会員に意見を求めることができる。
3. 本規約第41条に基づき監査を行ったとき、監事会議長は監事全員が出席した監事会を開き、監査事項について内容を検討し、その結果を運営委員会に報告しなければならない。
4. 監事は必要に応じて本部会を開催できる。

第六章 資産および会計

<資産>

第43条 本会の資産はつぎに掲げるものとする。

1. 会費
2. 寄付金
3. 財産および物品
4. その他の収入

<会計>

第44条 本会の会計に関する規定は、細則に定める。

第45条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第七章 個人情報の取り扱い

第46条 本会が個人情報を取り扱う場合は、次のとおりとする。

1. 本会が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。
2. 本会が取り扱う個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。ただし、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りでない。
3. 本会は、本会が取り扱う個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。
4. この会が保有する個人情報は、目的が達成された時点で速やかに消却を行う。

施行 昭和48年5月19日

改正 平成15年5月17日

改正 平成20年5月10日

改正 平成21年5月9日

改正 平成25年5月11日

改正 平成29年5月13日

改正 令和元年5月11日

改正 令和3年4月28日

改正 令和4年5月12日

改正 令和5年4月27日

細 則

第一章 委員会、特別委員会およびスタッフ

第1条 本会の常置委員会は、地区長委員会、校外委員会、広報委員会、イベント実行委員会とする。ただし、全ての委員会が毎年発足するとは限らない。

1. 本委員会は、定期総会において報告された委員と都度募集で決まり報告された委員をもって構成する。
2. 本委員会は各委員長が開催する。
3. 本委員会の活動状況を運営委員会で報告する。

第2条 本会の特別委員会は、推薦委員会、予算委員会とする。特定の目的について必要とした場合、運営委員会で承認の上、設置することができる。

1. 本委員会は推薦委員会を除き、運営委員会において認められた委員をもって構成する。
2. 本委員会は各委員長が開催する。
3. 推薦委員会を除き、本委員会の活動状況を運営委員会で報告する。

<委 員 会>

第3条 委員会の任務

(地区長委員会)

1. 児童が安全かつ円滑に登校できるように、会員、学校および地域との連絡調整をはかり必要な業務を行う。

(校外委員会)

2. 児童の校外での安全を守るため、会員、学校および地域との安全面の連絡調整をはかり、必要な業務を行う。

(広報委員会)

3. P T A広報紙「かしま台」を作成する。

(イベント企画実行委員会)

4. イベントを滞りなく開催する。

＜特別委員会＞

第4条 特別委員会の任務

(推薦委員会)

1. 役員任期の満了時に、役員候補者を総会に推薦する。役員の欠員による補充のため、役員候補者を運営委員会に推薦する。

(予算委員会)

2. 次年度の予算を協議し、合意した予算案を総会に提出する。

第二章 委員とスタッフの選出方法および任期ならびに補充

第5条 委員会の委員、委員長および地区長は次の方法で選出する。

(校外委員会)

1. 校外委員会は、指定された各地区の校外委員で構成する。
2. 校外委員を、各地区より計7名程度選出する。
3. 校外委員長を、校外委員の中より互選で1名選出する。

(地区長委員会)

4. 各地区割りには付則で定める。各地区の代表者を地区長とする。
5. 地区長委員会は、各地区の地区長で構成する。
6. 地区長を、各地区より計8名程度選出する。
7. 地区長委員長を、地区長の中より互選で1名選出する。

(広報委員会) (イベント実行委員会) (各スタッフ)

8. 毎年、アンケートフォームにて随時募集する。
9. 各委員より、委員長を互選で1名選出する。

第6条 特別委員会の委員および委員長は次の方法で選出する。

(推薦委員会)

1. 会長は、各地区長、本部会、教職員に推薦委員の選出を依頼する。
教職員の推薦委員は学校が指名する。
2. 推薦委員会は、随時募集で委員となった会員と、指定された地区から1名ずつ、本部会、教職員から、それぞれ選出された推薦委員で構成する。

3. 推薦委員長を、推薦委員から互選で1名選出し、運営委員会に報告する。

4. 推薦委員は、規約第18条1の役員候補者となることができない。

(予算委員会)

5. 予算委員会は、会長、副会長、会計、書記、監事および委員会の代表者で構成する。

6. 予算委員会の委員長は、会長とする。

第7条 委員の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。特別委員は推薦委員を除き、必要な活動を完了した時、運営委員会に結果を報告して任期を終了する。

1. 推薦委員の任期は、原則として推薦した役員の承認をもって終了する。

第三章 会費および会計規定

(会費および納入方法)

第8条 会費の額は、1家庭1年間2,600円とする。

1. 会費は原則として6月に一括して納入するものとする。

2. 編入した会員は編入月から3月までの会費を、編入月に一括して納入するものとする。

第9条 会計業務の執行は適切にして厳正を期するものとする。

第四章 慶弔規定

第10条 会員に関する慶弔規定を次の通り定める。

1. 会員死亡の場合 10,000円の香典

2. 児童死亡の場合 10,000円の香典

3. 運営委員および教職員の長期(1ヵ月以上)にわたる病気

5,000円の見舞

4. 会員火災等による罹災 10,000円の見舞(1世帯当たり)

第11条 前条のほか会員ならびに非会員に関して慶弔の意を表す必要が生じた場合は、その都度本部会において協議の上処理し、運営委員会で報告する。

第五章 旅費規定

第12条 本会を代表して、会員が出張した時の交通費および日当を次の通り定める。

1. 移動時間を含め4時間以内は、交通費の実費のみ支給する。
2. 移動時間を含め4時間を超えた場合、または17時以降の場合は、交通費の実費および日当500円を支給する。

第13条 前条のほか必要が生じた場合は、その都度本部会において協議の上処理する。

第六章 改正

第14条 この細則は運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

付 則

地区割りは下記の通りとする。

谷口4区 谷口5区 谷口6区 鵜野森 リリエンハイム
鵜野森団地・柏木・Dレスティア メゾン鹿島台 プラウド町田

| | | |
|-----|-------|--------|
| 施 行 | 昭和48年 | 5月19日 |
| 改 正 | 昭和50年 | 4月 1日 |
| 改 正 | 昭和53年 | 4月 1日 |
| 改 正 | 昭和55年 | 11月 4日 |
| 改 正 | 昭和57年 | 5月22日 |
| 改 正 | 昭和60年 | 1月19日 |
| 改 正 | 昭和61年 | 4月26日 |
| 改 正 | 昭和62年 | 4月 3日 |
| 改 正 | 平成 4年 | 5月16日 |
| 改 正 | 平成 5年 | 5月 1日 |
| 改 正 | 平成 9年 | 5月17日 |
| 改 正 | 平成10年 | 5月16日 |
| 改 正 | 平成11年 | 5月 1日 |
| 改 正 | 平成15年 | 5月17日 |
| 改 正 | 平成19年 | 4月 1日 |
| 改 正 | 平成20年 | 5月10日 |
| 改 正 | 平成21年 | 3月 4日 |
| 改 正 | 平成21年 | 10月14日 |
| 改 正 | 平成21年 | 12月 9日 |
| 改 正 | 平成25年 | 5月11日 |
| 改 正 | 平成26年 | 5月10日 |
| 改 正 | 平成29年 | 4月 1日 |
| 改 正 | 令和 元年 | 11月20日 |
| 改 正 | 令和 4年 | 5月11日 |
| 改 正 | 令和 5年 | 4月27日 |